議第31号

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例の制定について 京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京都市長 門 川 大 作

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例 京都市横大路運動公園条例の一部を次のように改正する。

別表第2体育館の項中「830」を「1,240」に、「2,090」を「3,130」に改め、 同表野球場(1面1時間につき)の項中「3,450」を「4,310」に、「2,090」 を「2,610」に改め、同表野球場兼運動場(1面1時間につき)の項中「2,720」 を「3,400」に、「1,040」を「1,300」に改め、同表備考以外の部分中

クリケットゴルフ場(1面1 時間につき)	520	
トレーニングルーム(1人1 回につき)	310	

を

	クリケットゴルフ場 時間につき)	易(1面1	520
	トレーニングルーム	1人1回 につき	460
		1人1月 につき	4,600

に改め、同表備考6中「に掲げる」を「の規定により計算した」に改め、同 備考7中「に掲げる額」を「の規定により計算した額(6の規定の適用があ る場合にあっては、その適用後の額) に改め、同備考8中「に掲げる額」 を「の規定により計算した額(6又は7の規定の適用がある場合にあっては. その適用後の額) に改める。

2 (議第31号)

別表第3備考以外の部分を次のように改める。

区		分	利用料金(1時間につき)	
		7)	ア	7
	アマチュアスポーツ	入場料を徴収 しない場合	刊 12,570	9,420円
 体 育 館		入場料を徴収 する場合	39,800	31,420
館	その他	入場料を徴収 しない場合	135,140	104,760
	その)他	入場料を徴収 する場合	189,610	147,710
洋弓場(全面利用)			2,300	1,780
第1	会議室及び第	体育館等と併 用する場合	830	
2会議室 第3会議室及び第 4会議室		その他	1,570	
		体育館等と併 用する場合	410	
		その他	830	

別表第3備考中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、5を4 とする。

別表第4売店,食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業の項中「1,040」を「1,560」に改め、同表立ち売り又は行商の項中「2,300」を「3,450」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、 公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市横大路運動公園条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による京都市横大路運動公園の利用に係る料金の承

認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当 該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前において も行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金につ いて適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

京都市横大路運動公園の利用料金の適正化を図る等の必要があるので提案 する。